

# 檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月11日(火)午後2時00分から午後2時30分

2. 開催場所 中央公民館4階 第3会議室

3. 出席委員(14名)

1番 安田宗義(副会長)	2番 吉川作衛
3番 石井三智子	4番 蘆村雅光(副会長)
5番 森田尚子	6番 森川千鶴子
7番 福田茂(副会長)	8番 岡本和久
9番 中川真一	10番 上田逸朗(会長)
11番 坂口洋	12番 竹瀬久晴
13番 堀田雅三	14番 福田照美

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名 (6) 森川千鶴子 (7) 福田茂
第2	第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
第3	第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件
第4	第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
第5	報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件
第6	報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件
第7	報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件
	その他

## 7. 会議の概要

事務局長	ただ今より、令和5年7月総会を開催いたします。 はじめに、上田会長よりご挨拶をお願いいたします。
上田会長	【挨拶】
議長（上田会長）	委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。 本日の出席委員は14名であり、法定数に達しておりますので、これより令和5年7月の総会を開会いたします。 それでは、本日の議事日程を事務局より申し上げます。
事務局	はい。 【議案書の議事日程を朗読】 が本日の議事日程でございます。
議長	これより日程に入ります。 日程第1 議事録署名委員の指名については、6番森川 千鶴子委員、並びに 7番福田 茂委員を指名いたします。
議長	日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	はい、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案3件でございます。 なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いします。第1号議案 1番から3番は、譲受人が譲渡人より譲り受けるため所有権移転申請されたものです。
議長	第1号議案は、すべて小委員会にかかっております。 それでは、1番の現地調査の結果説明を 安田副会長からお願いします。
安田副会長	1番は、大垣町***の田、1,014㎡は市立真菅北小学校より北東約600mに位置し、**町の** **氏**氏が、千葉県船橋市の** **氏より譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ、**氏

	<p>は耕作能力があり適当であると思われまますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 坂口委員さんにご説明願います。</p>
坂口委員	<p>ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思いまますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>続いて、2番を 蘆村副会長から現地調査の結果説明をお願いします。</p>
蘆村副会長	<p>2番は、飯高町***の田、445㎡で、市立真菅北小学校より北西約800mに位置し、**町の** **氏が、同じ**町の** **氏より譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は耕作能力があり適当であると思われまますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 坂口委員さんご説明願います。</p>
坂口委員	<p>ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思いまますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>3番を 福田茂副会長から現地調査の結果説明をお願いします。</p>
福田 茂副会長	<p>3番は、光陽町***の田、59㎡ 外3筆、合計面積967㎡で、市立光陽中学校より南西約400mにそれぞれ位置し、**町の** **氏が、同じ**町の** **氏外1名より譲り受けられるもので、小委員会で調査したところ**氏は耕作能力があり適当であると思われまますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 安田副会長ご説明願います。</p>
安田副会長	<p>ただ今、福田茂副会長からの報告のとおり適当かと思いまますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>以上で、第1号議案 1番から3番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明および小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について質問・意見等がございましたらお願いします。</p>

議 長	<p>－意見なし－</p> <p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第1号議案の1番から3番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p>
議 長	<p>－全員挙手－</p> <p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案の1番から3番は許可と決定いたしました。</p>
事務局	<p>はい、農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案1件です。</p> <p>なお、第2号議案 1番及び日程第4 第3号議案の1番は関連している案件です。どちらの案件も農家住宅及び倉庫にしたいと申請されたものです。</p>
議 長	<p>第2号議案は、小委員会にかかっております。安田副会長より現地調査の結果説明をお願いします。</p>
安田副会長	<p>1番は、土橋町***の田、501㎡は、市立真菅北小学校より南東約300mに位置しており、**町の** **氏**氏が農家住宅及び倉庫に転用したいと申請されたもので、適当であると思われまますのでよろしくご審議願います</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 坂口委員さんご説明願います。</p>
坂口委員	<p>ただ今、安田副会長からの報告のとおり適当かと思いますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>以上で第2号議案の1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんの説明について質問・意見等がございましたらお願いします。</p>
議 長	<p>－意見なし－</p> <p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p>

議 長	<p>第2号議案 1番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>—全員挙手—</p> <p>全員であります。よって、第2号議案 1番は許可相当として、奈良県に意見を進達します。</p>
議 長	<p>日程第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案 1件です。先ほどの第2号議案の1番と関連している案件です。使用貸借権設定による農家住宅及び倉庫に転用したいと申請されたものです。</p>
議 長	<p>第3号議案 1番は、小委員会にかかっております。1番は、蘆村副会長から現地調査の結果説明をお願いします。</p>
蘆村副会長	<p>1番は、土橋町***の田、501㎡で、市立真菅北小学校より南東約300mに位置しており、**町の** **氏 外1名が、**町の** **氏と使用貸借権を設定し、農家住宅及び倉庫に転用したいと申請されたもので、適当であると思われますのでよろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>地区担当農業委員の 坂口委員さんご説明願います。</p>
坂口委員	<p>ただ今、蘆村副会長からの報告のとおり適当かと思しますので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>以上で第3号議案 1番の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地元担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら願います。</p> <p>—意見なし—</p>
議 長	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第3号議案 1番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件に</p>

議 長	<p>ついて、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>—全員挙手—</p> <p>全員であります。よって、第3号議案 1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。</p>
議 長	<p>日程第5 報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。報告1 農地法第4条農地転用届出に関する件の報告は1件でございます。</p> <p>1番は、和田町***の田の一部、127㎡の内107㎡は、市立畝傍中学校より東約500mに位置しており、**町の** **氏が青空駐車場として転用したいと届けられたものです。なお、地元担当推進委員の井上委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和5年6月16日受理しております。</p>
議 長	<p>以上で報告1の1番の説明は終わりました。</p> <p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>—意見なし—</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、報告のとおりいたす事にします。</p>
議 長	<p>日程第6 報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。報告2 農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は3件でございます。</p> <p>1番は、山之坊町***の田、269㎡は、県立畝傍高等学校より北東約700mに位置しており、**町の** **氏が、**町の** **氏と使用貸借権を設定し、自己住宅として転用したいと届けられたものです。なお、隣接している農地はございません。令和5年6月1日受理しております。</p> <p>2番は、和田町***の田、331㎡は、市立畝傍中学校より東約700mに位置しており、** **氏 外1名が、**町の** **氏 外1</p>

議 長	<p>名より譲り受け、自己住宅として転用したいと届けられたものです。地区担当推進委員の井上委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和5年6月9日 受理しております。</p> <p>3番は、雲梯町***の田、175 m<sup>2</sup>は、万葉クリニックより南西約180m に位置しており、京都市中京区の株式会社ハウストゥ・ジャパンが、**町の** **氏より譲り受け、住宅用地として転用したいと届けられたものです。地区担当推進委員の中谷委員さんからも適当である旨の報告をいただいております。令和5年6月20日 受理しております。</p> <p>以上で報告2 1番から3番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>—意見なし—</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので、報告のとおりいたす事にします。</p>
議 長	<p>日程第7 報告3 農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、農地法第18条第6項の通知に関する件の報告は1件です。</p> <p>1番は、新賀町の田、1筆で、賃借人、**町の** **氏、賃貸人、**町の** **氏との合意解約でございます。令和5年5月29日受理しております。</p>
議 長	<p>以上で報告3の1番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>—意見なし—</p>
議 長	<p>意見なしとの事ですので報告のとおりいたす事にします。</p>
議 長	<p>その他案件、農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農用地利用集積計画に関する件についてご説明します。</p>

<p>議 長</p>	<p>1番は、**町の** **氏が生駒市の** ** **氏から、十市町** ** **の田、829㎡外2筆に2年間の利用権設定を受けられるものです。</p> <p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
<p>議 長</p>	<p>意見なしとの事ですので 承認 いたす事にします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の案件、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件についてご説明します。</p> <p>1番から3番の表記の農地について、それぞれ**町の** ** **氏、**町の** ** **氏、栃木県塩谷郡高根沢町の** ** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けられるものです。</p> <p>なお、集積計画決定後の借受予定者については、1番及び2番は兵庫県あわじ市の** ** **氏、3番は大阪市住吉区の** ** **氏でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p>
<p>議 長</p>	<p>意見なしとの事ですので、承認 いたす事にします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他の案件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いに関する件についてご説明します。</p> <p>1番は、小綱町の田2筆で、耕作者の** ** **氏が病気の為、耕</p>



<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>作を継続することができないとのことで、生産緑地法第10条に基づき買取り申出をされるもので、地区担当推進委員の葉山委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。</p> <p>ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが如何でございますか。</p> <p>－意見なし－</p> <p>意見なしとの事ですので、承認 いたす事にします。</p> <p>以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。委員各位には、慎重審議ありがとうございました。これをもって、7月の農業委員会 総会を閉会いたします。</p> <p>閉 会 午後2時30分</p>
----------------------------------	---

農業委員会等に関する法律第27条及び檀原市農業委員会  
総会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名す  
る。

檀原市農業委員会

会 長 上 田 逸 朗

委 員 森 川 千 鶴 子

委 員 福 田 茂